

多賀町にお住いのみなさまへ

「令和6年能登半島豪雨」災害義援金について

平素は、町行政全般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、去る9月21日の能登地方への豪雨により甚大な災害が発生し、人的および家屋に甚大な被害が発生しました。被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

この災害を受け、石川県の3市3町（七尾市・輪島市・珠洲市・志賀町・穴水町・能登町）に災害救助法が適用されました。

被災された方々の支援や被災地の復旧・復興に役立てていただくため、災害義援金を下記の場所にて受け付けておりますので、温かいご支援をよろしくお願いいたします。

なお、ご寄付いただきました災害義援金は、多賀町社会福祉協議会を通じて、全額被災地の支援に送金いたします。

記

○設置期間 令和6年10月1日 ～ 令和7年3月31日

※期間を延長する場合があります。

○設置場所 ①役場庁舎

②川相出張所

③多賀町中央公民館 多賀結いの森

④あけぼのパーク多賀

⑤多賀町総合福祉保健センター ふれあいの郷

○その他 2,000円を超える義援金をしていただいた方は、所得税・法人税等、税制上の措置（寄付金控除）を受けることができます。ご希望の方は領収書を発行いたしますので、お手数ですが多賀町社会福祉協議会の窓口までお越しくください。

また、引き続き「令和6年度能登半島地震災害義援金」（令和6年12月27日まで）の受付もしておりますので併せてよろしくお願いいたします。

○お問い合わせ 多賀町社会福祉協議会 電話 0749-48-8127 有線 2-2039

令和6年10月 9日

多 賀 町 長
多賀町社会福祉協議会会長
多賀町共同募金委員会会長
日本赤十字社滋賀県支部多賀分区長

※町職員や社協職員が訪問や電話・メール・FAXで義援金の振込をお願いすることは
ありませんので、義援金詐欺には、くれぐれもご注意ください！